

※本資料は、本シンポジウムのためにCPRC
事務局の責任において作成した仮訳です。

Authority for
Consumers & Markets



サステナビリティに係る取組に関する オランダ消費者・市場庁のガイドライン

公正取引委員会 国際シンポジウム 2022年3月25日

Caroline Wolberink

Markets that work well for people and businesses

アジェンダ

- イン트로ダクション
 - サステナビリティ協定に関するガイドラインの背景
 - ガイドラインの目的
- オランダ競争法
- ガイドライン案
 - 定義及び要点の概観
 - オランダ競争法第6条第1項の下で行われる協調行為の余地
 - 例外に関する要件: オランダ競争法第6条第3項
 - 実務に関する方針及び執行
- 質疑応答

サステナビリティ協定に関するガイドラインの背景

- 持続可能性はオランダ社会にとって古くから重要な課題である。
- 政府は持続可能性に関する有意義な措置を取る必要がある(オランダ最高裁Urgenda事件判決)、事業者も同様である(オランダ地方裁判所Shell事件判決)。
- 政府は持続可能性目標の達成に向け、自主規制に極めて依存している。
- 民間の取組が競争法により妨げられているという認識が広まっている。
- オランダ消費者・市場庁(ACM=オランダ当局)は持続可能性に配慮した協調行為の障害を撤廃し得る行動を取る責任を感じている。
- オランダ当局は2014年にサステナビリティ協定に関するvision documentを、2020年6月に新たなガイドライン案を、さらに、意見募集を経て2021年1月にガイドライン案第2版を公表した。

なぜ新しいガイドラインなのか？

- 競争法は依然としてサステナビリティ協定の障害とみなされていた。
- オランダ当局は競争法に対する不必要な不安を排除し得るあらゆる方策の実施を望んだ。
- 新しいガイドラインの目的は、以下の三つである。
 - 競争法に違反しない取組の更なる強調
 - オランダ競争法第6条第3項に基づき競争法適用の例外となる範囲の拡大
 - 非公式なアドバイスを行う更なる意欲を示す
- 最終的な目標：欧州における統一的なアプローチ

オランダ競争法第6条第1項: 反競争的な協定の禁止

- 関連市場における競争の制限を意図する又はもたらすこととなる事業者間の協定、事業者団体の決定、及び事業者間の共同行為は禁止される。
- 競争の保護は競争法の核となる要素である。
- 原則的に、全ての事業者は、自らの市場行動を決定しなければならない。
- 価格又は市場分割に関する競争者間の協定は禁止される。
- 競争者間の協調行為は、競争を明らかに制限しない場合は許容される。

オランダ競争法第6条第3項:適用免除

- カルテル規制は以下の要件を満たす協定には適用されない。
 - 生産又は流通の改善、又は、技術又は経済的進歩の促進に寄与する
 - (協定の)結果として生じる便益の公平な分配を消費者にもたらす
 - これらの目的の達成に不可欠ではない制限を当該事業者に課さない
 - 商品及び役務の実質的な部分に関する競争を排除しない
- 事業者又は事業者団体は同項の要件を満たすことを立証しなければならない。

ガイドライン: サステナビリティの定義

- サステナビリティは定義が難しい幅広い概念である。
- 持続可能な開発に関する国連の定義：地球と現在及び将来世代にとって経済的、社会的及び環境的に持続可能な未来を目指す開発（国連総会決議 66/288、2012年）
- オランダ当局はサステナビリティ協定の厳密な定義を用いていない。
- サステナビリティ協定：経済活動が人間、動物、環境又は自然に及ぼす悪影響の特定、防止、制限又は緩和を目的とする事業者間の合意
- 例：環境、生物多様性、気候、公衆衛生、動物福祉、公正な取引及び人権の保護を目的とする協定

ガイドライン:オランダ競争法第6条第1項の下で行われる協調行為の余地

1. 共同で行う強制的でない意思表示
2. 規範、基準、ラベル、品質に関する表示
3. 価格や品揃えに対して認識できるほどの影響を及ぼさない供給の制限
4. 協調行為が必要な場合における、新しい製品、技術等の導入
5. 海外における法規制(例:国際的な企業の社会的責任(ICSR))を遵守するための合意

ガイドライン: オランダ競争法第6条第3項の要件

第1要件: 効率性の改善

- 持続可能性の改善は効率性の向上とみなすことができる。: 具体的には、負の外部性の減少、商品の品質の向上、及び費用対効果の向上
- 持続可能性の便益は客観的な改善でなければならない。: 改善の内容及び便益の程度
- 改善は立証されなければならない。
 - 定量的(CO2削減)
 - 定性的(イノベーション、動物福祉)→事業者は改善が実現する見込みを示さなければならない

ガイドライン:オランダ競争法第6条第3項の要件

第2要件:消費者に対する公平な分配

オランダ当局は次の二つを区別する。

•環境被害に関する協定 負の外部効果の低減を目的とする、政府が拘束される基準の達成に効率的に寄与するための合意 >>> 消費者に対する被害が全て補填されることは求められない

•その他の協定 動物福祉に関する合意、公正な賃金に関する合意、「(政府が遵守する)基準を超える又は当該基準の範囲外の」環境に関する合意 >>> 消費者に対する被害が全て補填されることが求められる

環境被害に関する協定における「公平な分配」の解釈の具体化

- 欧州競争ネットワーク(ECN)における議論: 関連市場外の効率性を考慮してもよいか?
- 消費者を常に完全に補填する法的な義務はない。
- 環境被害は特に深刻であり、かつ、喫緊を要する(共通資源の効率的利用)。
- 要件1: 政府が拘束される基準が存在する(民主的正当性)。
- 要件2: 協定は当該基準(の達成)へ効率的に寄与する(社会全体が便益を享受する)。
- 要件3: (関連市場の)消費者は協定の便益を享受する社会の一部であり、同一の便益を享受する。
- 環境被害を引き起こす消費者もコストを(全部又は一部)負担することが公平である。

環境被害に関する協定の例

- 政府は、CO2排出量を25%削減しなければならない(オランダ最高裁Urgenda事件判決)。
- 政府は、当該目標達成に向けて措置を講じている(補助金、工場閉鎖等)。
- 民間の合意は、当該目標に対する効率的な貢献を目的とする:社会的コストが、環境保護効果(シャドープライス)よりも小さい。
- (関連市場の)消費者に対する負の効果(値上げ)が、環境保護効果の便益より大きい可能性がある。
- これは問題ではない。なぜなら、(消費者が環境保護効果の便益を享受する社会の一部である場合)当該消費者に対してコストの完全な補填をする必要がないからである。

ガイドライン:オランダ競争法第6条第3項の要件 第3 + 第4要件:必要性と競争の余地

- 協定は便益の実現に必要なものでなければならない。
- 事業者は以下を説得的に示さなければならない。
 - より反競争的でない代替手段がないこと。
 - 協定の反競争的な要素は全て、協定の目的の実現に不可欠であること。
- 例: - 市場参加者が、資源の更なる効率的利用のために、生産又は流通の変化を経済的に実現することができない。- 事業者は、専門的知見又は規模を欠いている。(発生する)コストは最小限である。
- 競争の余地に対する重要な問題:- 事業者のうちどれほどが協定に参加するのか、サステナビリティ協定が主要な競争パラメーターに与える影響は何か。

オランダ当局の実務に関する方針

- 自己評価は引き続き必要である。
- 疑問がある場合、事業者はオランダ当局と自らの取組に関して議論することが推奨される。
- 協定が競争を制限しても、以下の場合、オランダ当局は制裁金を課さない。
 - サステナビリティ協定が公表されており、ガイドラインが誠実に遵守されている場合、又は
 - 持続可能性に係る取組に関して(事前に)オランダ当局と議論し、オランダ当局が重大な問題を指摘しなかった場合、かつ、
オランダ当局との議論に基づき、又はオランダ当局による介入を経て、協定の変更が合意された場合

Authority for
Consumers & Markets



質疑応答

ご質問の窓口: Caroline.Wolberink@ACM.nl

Markets that work well for people and businesses